

兵庫県公報

平成27年12月28日 月曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則（新行政課）	2
○ 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（市町振興課）	10

公布された法令のあらまし

●個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則（規則第51号）

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の規定に基づき、同条例の施行に関して必要な事項を定めることとした。

●本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第52号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による住民基本台帳法の一部改正、番号利用法及び番号利用法整備法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定等に伴い、次の関係規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則
- 2 個人情報の保護に関する条例施行規則
- 3 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則
- 4 情報公開・個人情報保護審議会規則
- 5 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則
- 6 兵庫県税条例施行規則
- 7 災害救助に関する手続等を定める規則
- 8 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則
- 9 身体障害者福祉規則
- 10 児童福祉規則
- 11 児童福祉法による費用の徴収に関する規則
- 12 公衆浴場規則
- 13 生活保護に関する手続等を定める規則
- 14 精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則
- 15 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則
- 16 農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例施行規則
- 17 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則
- 18 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則
- 19 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則
- 20 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則
- 21 障害者総合支援規則
- 22 統計調査条例施行規則
- 23 薬物の濫用の防止に関する条例施行規則
- 24 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

規 則

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年12月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第51号

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年兵庫県条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(個人番号等の利用に係る事務等)

第2条 条例別表第1に規定する規則で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める事務とする。

2 条例別表第2に規定する規則で定める事務は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる事務とし、条例別表第2に規定する規則で定める情報は、別表第2の中欄に掲げる事務の区分に応じ、同表の右欄に定める情報とする。

(提供に係る特定個人情報等)

第3条 条例別表第3に規定する規則で定める事務は、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる事務とし、条例別表第3に規定する規則で定める情報は、別表第3の中欄に掲げる事務の区分に応じ、同表の右欄に定める情報とする。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分	事務
1 条例別表第1の1の款(1)の項の規則で定める事務	(1) 雇用対策法（昭和41年法律第132号）第18条第2号に規定する職業転換給付金（以下「職業転換給付金」という。）の支給を受けることができる資格（以下「受給資格」という。）の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 雇用対策法第18条の職業転換給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
2 条例別表第1の1の款(2)の項の規則で定める事務	(1) 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号。以下「県営住宅条例」という。）第2条第2号イに規定する県営住宅（以下「準県営住宅」という。）に係る県営住宅条例第11条第1項の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 (2) 準県営住宅に係る県営住宅条例第18条第1項第1号の敷金の徴収に関する事務 (3) 準県営住宅に係る県営住宅条例第18条第2項の敷金の減免若しくは徴収の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (4) 準県営住宅に係る県営住宅条例第20条の入居の承継の承認の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (5) 準県営住宅に係る県営住宅条例第22条第1項の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務 (6) 準県営住宅に係る県営住宅条例第23条第1項、第42条第1項又は

	<p>第44条第1項の家賃の決定に関する事務</p> <p>(7) 準県営住宅に係る県営住宅条例第29条（県営住宅条例第42条第3項及び第44条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(8) 準県営住宅に係る県営住宅条例第35条第2項の同居の承認の申請若しくは届出（以下(8)において「申請等」という。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>(9) 準県営住宅に係る県営住宅条例第41条第1項の明渡しの請求に関する事務</p> <p>(10) 準県営住宅に係る県営住宅条例第41条第4項の明渡しの期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務</p> <p>(11) 準県営住宅に係る県営住宅条例第44条第2項の金銭の徴収に関する事務</p> <p>(12) 準県営住宅に係る県営住宅条例第45条のあっせん等に関する事務</p> <p>(13) 準県営住宅に係る県営住宅条例第47条第1項の入居の許可の取消し又は明渡しの請求に関する事務</p> <p>(14) 準県営住宅に係る県営住宅条例第51条第1項の入居者の収入の状況に係る請求に関する事務</p> <p>(15) 準県営住宅に係る県営住宅条例第64条第1項の駐車場の利用の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(16) 準県営住宅に係る県営住宅条例第68条第1項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>(17) 準県営住宅に係る県営住宅条例第69条第1項の駐車場の利用許可の取消し又は明渡しの請求に関する事務</p> <p>(18) 準県営住宅に係る県営住宅条例第71条第4項の駐車場の利用料金の免除、徴収の猶予若しくは返還の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>
<p>3 条例別表第1の1の款(3)の項の規則で定める事務</p>	<p>(1) 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年兵庫県条例第18号。以下「扶養共済条例」という。）第5条第1項の共済制度の加入の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務</p> <p>(2) 扶養共済条例第5条の2第1項の口数追加の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務</p> <p>(3) 扶養共済条例第6条第1項又は第2項の掛金の徴収に関する事務</p> <p>(4) 扶養共済条例第7条の掛金の免除若しくは徴収の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(5) 扶養共済条例第8条第1項若しくは第2項の年金の支給、扶養共済条例第14条第1項若しくは第2項の弔慰金の支給若しくは扶養共</p>

	<p>済条例第14条の2第1項から第4項までの脱退等一時金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(6) 扶養共済条例第17条各項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
4 条例別表第1の1の款(4)の項の規則で定める事務	<p>(1) 外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務</p> <p>(2) 外国人に対する生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(3) 外国人に対する生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務</p> <p>(4) 外国人に対する生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務</p> <p>(5) 外国人に係る生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>(6) 外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(7) 外国人に対する生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務</p> <p>(8) 外国人に対する生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務</p>
5 条例別表第1の1の款(5)の項の規則で定める事務	<p>私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校の高等課程若しくは各種学校に置く高等学校の課程に類する課程の児童若しくは生徒の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対する授業料の軽減に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>
6 条例別表第1の1の款(6)の項の規則で定める事務	<p>(1) 就学支援金法第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金（以下「就学支援金」という。）に相当する額の支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) (1)の申請を行う者若しくはその保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
7 条例別表第1の1の款(7)の項の規則で定める事務	<p>高等学校等の生徒若しくは学生の保護者等に対する奨学金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>
8 条例別表第1の1の款(8)の	<p>(1) 20歳未満の者を扶養している者（配偶者のない者に限る。）に対</p>

項の規則で定める事務	<p>する高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に係る給付金（以下「受講給付金」という。）の対象となる講座の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 受講給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>
9 条例別表第1の2の款(1)の項の規則で定める事務	<p>(1) 兵庫県立学校授業料等徴収条例（昭和37年兵庫県条例第47号。以下「授業料等徴収条例」という。）第11条第1項の授業料、入学料、入学料及び受講料の免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 兵庫県立の中学校、高等学校及び中等教育学校の授業料等の免除及び減額に関する規則（昭和36年兵庫県教育委員会規則第18号。以下「授業料等免除規則」という。）第5条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
10 条例別表第1の2の款(2)の項の規則で定める事務	6の項事務の欄に掲げる事務
11 条例別表第1の2の款(3)の項の規則で定める事務	<p>(1) 特別支援学校等に就学する幼児、児童若しくは生徒の学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者（成年に達した生徒にあっては、その者の就学に要する経費を負担する者）に対する当該就学に必要な経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) (1)の補助金の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p>
12 条例別表第1の2の款(4)の項の規則で定める事務	7の項事務の欄に掲げる事務

別表第2（第2条関係）

区分	事務	情報
1 条例別表第2の1の款(1)の項の規則で定める事務	職業転換給付金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	<p>当該申請を行う者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「身体障害者手帳関係情報」という。）</p> <p>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。）</p>
2 条例別表第2の1の款(2)の項の規則で定める事務	県営住宅条例第29条の県営住宅（準県営住宅を除く。）の家賃の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	<p>当該申請を行う者又はその同居者に係る次に掲げる情報</p> <p>(1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238</p>

	事務	<p>号) 第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する情報 (以下「児童扶養手当支給関係情報」という。)</p> <p>(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和39年法律第134号) 第 3 条第 1 項の特別児童扶養手当の支給に関する情報 (以下「特別児童扶養手当支給関係情報」という。)</p>
3 条例別表第 2 の 1 の款 (3) の項の規則で定める事務	<p>(1) 準県営住宅に係る県営住宅条例第11条第 1 項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(2) 準県営住宅に係る県営住宅条例第18条第 2 項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(3) 準県営住宅に係る県営住宅条例第18条第 2 項の敷金の徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(4) 準県営住宅に係る県営住宅条例第20条の入居の承継の承認の届出に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該申込みを行う者又はその者と同居しようとする者に係る次に掲げる情報</p> <p>ア 身体障害者手帳関係情報</p> <p>イ 精神障害者保健福祉手帳関係情報</p> <p>ウ 生活保護法第19条第 1 項の保護の実施、同法第24条第 1 項の保護の開始若しくは同条第 9 項の保護の変更、同法第25条第 1 項の職権による保護の開始若しくは同条第 2 項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報 (以下この款及び 4 の款において「生活保護実施関係情報」という。)</p> <p>エ 外国人に対する生活保護法第19条第 1 項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第 1 項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第 9 項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第 1 項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第 2 項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報 (以下「外国人生活保護実施関係情報」という。)</p> <p>当該申請を行う者又はその同居者に係る身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報又は生活保護実施関係情報若しくは外国人生活保護実施関係情報 (以下「生活保護等実施関係情報」という。)</p> <p>当該申請を行う者又はその同居者に係る身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報又は生活保護等実施関係情報</p> <p>当該届出を行う者又はその同居者に係る身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報又は生活保護等実施関係情報</p>

	<p>(5) 準県営住宅に係る県営住宅条例第23条第1項、第42条第1項又は第44条第1項の家賃の決定に関する事務</p>	<p>当該家賃を支払うべき者又はその同居者に係る身体障害者手帳関係情報又は精神障害者保健福祉手帳関係情報</p>
	<p>(6) 準県営住宅に係る県営住宅条例第29条の家賃の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該申請を行う者又はその同居者に係る身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報、生活保護等実施関係情報、児童扶養手当支給関係情報又は特別児童扶養手当支給関係情報</p>
	<p>(7) 準県営住宅に係る県営住宅条例第29条の金銭の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該申請を行う者又はその同居者に係る身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報又は生活保護等実施関係情報</p>
	<p>(8) 準県営住宅に係る県営住宅条例第29条の家賃又は金銭の徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該申請を行う者又はその同居者に係る身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報又は生活保護等実施関係情報</p>
	<p>(9) 準県営住宅に係る県営住宅条例第35条第2項の同居の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該申請を行う者又はその同居者に係る身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報又は生活保護等実施関係情報</p>
	<p>(10) 準県営住宅に係る県営住宅条例第41条第1項の明渡しの請求に関する事務</p>	<p>当該請求を受ける者又はその同居者に係る身体障害者手帳関係情報又は精神障害者保健福祉手帳関係情報</p>
	<p>(11) 準県営住宅に係る県営住宅条例第45条のあっせん等に関する事務</p>	<p>当該あっせん等を受ける者又はその同居者に係る身体障害者手帳関係情報又は精神障害者保健福祉手帳関係情報</p>
	<p>(12) 準県営住宅に係る県営住宅条例第47条第1項の入居の許可の取消し又は明渡しの請求に関する事務</p>	<p>当該取消しをされる者若しくは当該請求を受ける者又はその同居者に係る身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報又は生活保護等実施関係情報</p>
	<p>(13) 準県営住宅に係る県営住宅条例第71条第4項の駐車場の利用料金の免除の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該申請を行う者又はその同居者に係る身体障害者手帳関係情報又は精神障害者保健福祉手帳関係情報</p>
<p>4 条例別表第2の1の款(4)の項の規則で定める事務</p>	<p>(1) 別表第1の4の項事務の欄(1)、(3)、(4)及び(7)に掲げる事務 (2) 外国人に対する生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>保護を必要とする状態にある外国人又は生活保護法第2条の規定に準じて行う保護を受けていた外国人（以下「要保護外国人」という。）に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条第1項の療育の給付の支給若しくは同法第24条の2第1項の障害児入所給付費</p>

		<p>の支給に関する情報、生活保護実施関係情報、生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報、児童扶養手当支給関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項、第31条の6第1項、第32条第1項、附則第3条第1項若しくは附則第6条第1項の資金の貸付け若しくは同法第31条第1号（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当支給関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当の支給若しくは同法第26条の2の特別障害者手当の支給に関する情報、国民年金等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報</p>
<p>5 条例別表第2の1の款(5)の項の規則で定める事務</p>	<p>私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校の高等課程又は各種学校に置く高等学校の課程に類する課程の児童又は生徒の保護者等に対する授業料の軽減に係る補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>(1) 当該保護者等又は当該保護者等同一の世帯に属する者に係る生活保護等実施関係情報 (2) 当該生徒に係る就学支援金の支給に関する情報（以下「就学支援金支給関係情報」という。）</p>
<p>6 条例別表第2の1の款(6)の項の規則で定める事務</p>	<p>高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該申請を行う者に係る就学支援金支給関係情報</p>
<p>7 条例別表第2の1の款(7)の項の規則で定める事務</p>	<p>高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>(1) 当該保護者等又は当該保護者等同一の世帯に属する者に係る生活保護等実施関係情報 (2) 当該生徒又は学生に係る就学支援金支給関係情報</p>
<p>8 条例別表第2の1の款(8)の項の</p>	<p>(1) 受講給付金の対象となる講座の指定の申請に係る事実についての</p>	<p>当該申請を行う者に係る児童扶養手当支給関係情報</p>

規則で定める事務	審査に関する事務 (2) 受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	
9 条例別表第2の1の款(9)の項の規則で定める事務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「府省令」という。)各条に規定する事務のうち、当該事務の区分に応じて定められた情報が府省令第8条第1号イに規定する生活保護実施関係情報であるもの	当該事務の区分に応じて府省令で定める生活保護実施関係情報の取得の対象とされる者に係る外国人生活保護実施関係情報
10 条例別表第2の2の款(1)の項の規則で定める事務	(1) 授業料等徴収条例第11条第1項の授業料、入学考査料、入学科及び受講料の免除の申請に係る事実についての審査に関する事務 (2) 授業料等免除規則第5条第1項の届出に係る事実についての審査に関する事務	当該申請又は届出を行う者に係る就学支援金支給関係情報
11 条例別表第2の2の款(2)の項の規則で定める事務	6の款事務の欄に掲げる事務	当該申請を行う者に係る就学支援金支給関係情報

別表第3 (第3条関係)

区分	事務	情報
1 条例別表第3の1の款(1)の項の規則で定める事務	別表第2の4の款事務の欄に掲げる事務	要保護外国人に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第2条第1項の経費の支弁に関する情報又は学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の援助の実施に関する情報
2 条例別表第3の1の款(2)の項の規則で定める事務	別表第2の6の款事務の欄に掲げる事務	当該申請を行う者に係る就学支援金支給関係情報
3 条例別表第3の2の款(1)の項の規則で定める事務	学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務	学校保健安全法第24条に規定する保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護等実施関係情報又は児童扶養手当支給関係情報
4 条例別表第3の2の款(2)の項の規則で定める事務	別表第2の10の款事務の欄に掲げる事務	(1) 当該申請を行う者の保護者等又はその者と同一の世帯に属する者に係る生活保護等実施関係情報 (2) 当該申請又は届出を行う者に係る就学支援金支給関係情報

5 条例別表第3の2の款(3)の項の規則で定める事務	別表第2の6の款事務の欄に掲げる事務	当該申請を行う者に係る就学支援金支給関係情報
6 条例別表第3の2の款(4)の項の規則で定める事務	別表第2の7の款事務の欄に掲げる事務	当該保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る生活保護等実施関係情報



本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第52号

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2の10の9の項区分の欄中「別表第2の10の9」を「別表第2の10の9(1)」に改め、同項事務の欄中「昭和35年兵庫県条例第23号」の右に「。以下この項及び10の10の項において「条例」という。」を加え、「同条例」を「条例」に改め、同項の次に次のように加える。

10の10 条例別表第2の10の9(2)の規則で定める事務	条例第2条第2号イに規定する県営住宅(以下この項において「準県営住宅」という。)に係る次に掲げる事務 ア 条例第11条第1項の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答 イ 条例第18条第2項の敷金の減免若しくは徴収の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ウ 条例第20条の入居の承継の承認の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 エ 条例第22条第1項の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答 オ 条例第29条(条例第42条第3項及び第44条第3項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 カ 条例第35条第2項の同居の承認の申請若しくは届出(以下カにおいて「申請等」という。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答 キ 条例第41条第4項の明渡しの期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答 ク 条例第45条のあっせん等を行う場合の氏名又は住所の確認 ケ 条例第47条第1項の入居の許可の取消し又は明渡しの請求(条例第35条第1項の規定に違反することにより条例第47条第1項第8号に該当する場合に限る。)に関する入居者の氏名の確認 コ 条例第51条第1項の入居者の収入の状況に係る請求に伴う入居者の氏名の確認 サ 条例第64条第1項の駐車場の利用の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
-------------------------------	--

	<p>シ 条例第68条第1項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答</p> <p>ス 条例第69条第1項の駐車場の利用許可の取消し又は明渡しの請求に関する駐車場利用者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>セ 条例第71条第4項の駐車場の利用料金の免除、徴収の猶予若しくは返還の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>ソ 入居者及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p>
--	--

別表第2に次のように加える。

<p>29 条例別表 第2の29の 規則で定め る事務</p>	<p>(1) 保護を必要とする外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>(2) 外国人に対する生活保護法（以下この項において「法」という。）第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>(3) 外国人に係る法第29条第1項の規定に準じて行う資料の提供等の求めの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>(4) 外国人に対する法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>(5) 外国人に係る法第63条の規定に準じて行う返還に係る費用又は法第77条第1項の規定に準じて行う徴収に係る費用（法第78条の2第1項及び第2項の規定に準じて行う徴収に係る徴収金を含む。）の納付義務者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>(6) 外国人に係る法第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金（以下(6)において「徴収金」という。）の徴収に関する次に掲げる者（当該者が法人である場合は、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項欄に記載のある者）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>ア 徴収金の納付義務者</p> <p>イ 徴収金の納付義務者の相続人</p> <p>ウ 徴収金の納付義務者が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者</p> <p>エ 徴収金の納付義務者が有する財産を占有している第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者</p> <p>オ 徴収金の納付義務者に対し債権若しくは債務があり、又は徴収金の納付義務者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者</p>
<p>30 条例別表 第2の30の 規則で定め る事務</p>	<p>私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校の高等課程若しくは各種学校に置く高等学校の課程に類する課程の児童若しくは生徒の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対する授業料の軽減に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p>
<p>31 条例別表 第2の31の 規則で定め る事務</p>	<p>(1) 就学支援金法第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>(2) (1)の申請を行う者若しくはその保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答</p>
<p>32 条例別表</p>	<p>高等学校等の生徒若しくは学生の保護者等に対する奨学金の支給の申請の受理、その</p>

第 2 の 32 の 規則で定め る事務	申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
33 条例別表 第 2 の 33 の 規則で定め る事務	(1) 20歳未満の者を扶養している者（配偶者のない者に限る。）に対する高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に係る給付金の対象となる講座の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (2) (1)の給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

別表第3中8の項を12の項とし、5の項から7の項までを9の項から11の項までとし、9の項の前に次のように加える。

6 条例別表 第 3 の 1 の 項事務の欄 (6)の規則で 定める事務	別表第2の31の項事務の欄に掲げる事務
7 条例別表 第 3 の 1 の 項事務の欄 (7)の規則で 定める事務	(1) 特別支援学校等に就学する幼児、児童若しくは生徒の学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者（成年に達した生徒にあっては、その者の就学に必要な経費を負担する者）に対する当該就学に必要な経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (2) (1)の補助金の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
8 条例別表 第 3 の 1 の 項事務の欄 (8)の規則で 定める事務	別表第2の32の項事務の欄に掲げる事務

別表第3の4の項区分の欄中「別表第3の1の項事務の欄(4)」を「別表第3の1の項事務の欄(5)」に改め、同項を同表5の項とし、同表3の項区分の欄中「別表第3の1の項事務の欄(3)」を「別表第3の1の項事務の欄(4)」に改め、同項を同表4の項とし、同表2の項区分の欄中「別表第3の1の項事務の欄(2)」を「別表第3の1の項事務の欄(3)」に改め、同項を同表3の項とし、同表1の項の次に次のように加える。

2 条例別表 第 3 の 1 の 項事務の欄 (2)の規則で 定める事務	(1) 兵庫県立学校授業料等徴収条例（昭和37年兵庫県条例第47号）第11条第1項の授業料、入学考査料、入学料及び受講料の免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (2) 兵庫県立の中学校、高等学校及び中等教育学校の授業料等の免除及び減額に関する規則（昭和36年兵庫県教育委員会規則第18号）第5条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
--	---

（個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 個人情報の保護に関する条例施行規則（平成9年兵庫県規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード」に改め、同条第4項中「した法定代理人」の右に「若しくは本人の委任による代理人（以下「代理人」という。）」を加え、「受けた法定代理人」を「受けた代理人」に、「その資格を喪失した」を「当該代理人に該当しなくなった」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 条例第14条第3項の規定により本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、当該本人の委任による代理人は、委任状及び当該本人に係る第2項第1号に掲げる書類を知事に提示し、又は提出しなければならない。

第14条中「第4項」を「第5項」に、「とあるのは、「第28条第2項」を「とあるのは「第28条第2項」と、同条第4項中「第14条第3項」とあるのは「第28条第3項」に改める。

第19条中「による通知」の右に「(訂正決定に基づく保有個人情報情報が情報提供等の記録である場合を除く。)」を加える。

第21条中「第4項」を「第5項」に、「とあるのは、「第36条第2項」を「とあるのは「第36条第2項及び第36条の2第2項」と、同条第4項中「第14条第3項」とあるのは「第36条の2第2項」に改める。

様式第1号中

<input type="checkbox"/> 識別番号	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 性別
<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 住所・電話番号	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍

を

<input type="checkbox"/> 識別番号	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 性別
<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 住所・電話番号	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍
<input type="checkbox"/> 個人番号		

に、「第7条第 号」を「第7条第 項第 号」に改める。

様式第2号中

未成年者の法定代理人又は成年被後見人の法定代理人の別	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人
----------------------------	--

を

代理人の別	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人
-------	--

に、

<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他 () (開示請求書の送付による開示請求) <input type="checkbox"/> 住民票 (法定代理人による開示請求) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
--	--

を

--

<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> 在留カード
<input type="checkbox"/> 特別永住者証明書	<input type="checkbox"/> その他 ()
(開示請求書の送付による開示請求)	
<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> その他
(法定代理人による開示請求)	
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> その他 ()
(本人の委任による代理人による開示請求)	
<input type="checkbox"/> 委任状	

に改め、同様式注の3中「未成年者の法定代理人又は成年被後見人の法定代理人の別」を「代理人の別」に、「法定代理人」を「代理人」に改め、同様式注の9を同様式注の10とし、同様式注の8中「法定代理人」を「代理人」に、「代理権を喪失した」を「当該代理人に該当しなくなった」に、「第4条第4項」を「第4条第5項」に改め、同様式注の8を同様式注の9とし、同様式注の7の次に次のように加える。

8 特定個人情報に係る本人の委任による代理人による開示請求の場合は、当該本人の委任による代理人に係る注5又は6の書類に加え、委任状及び当該本人に係る注5の書類を複写したものを提示し、又は提出してください。

様式第12号中

未成年者の法定代理人又は成年被後見人の法定代理人の別	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人
	<input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人

を

代理人の別	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人
	<input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人
	<input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人

に、

<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> 在留カード	<input type="checkbox"/> 特別永住者証明書
<input type="checkbox"/> その他 ()	
(訂正請求書の送付による訂正請求)	
<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> その他
(法定代理人による訂正請求)	
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> その他 ()

を

<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> 在留カード
<input type="checkbox"/> 特別永住者証明書	<input type="checkbox"/> その他 ()
(訂正請求書の送付による訂正請求)	

<input type="checkbox"/> 住民票 (法定代理人による訂正請求)	<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (本人の委任による代理人による訂正請求)	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 委任状	

に改め、同様式注の3中「未成年者の法定代理人又は成年被後見人の法定代理人の別」を「代理人の別」に、「法定代理人」を「代理人」に改め、同様式注の7を同様式注の8とし、同様式注の6の次に次のように加える。

7 特定個人情報に係る本人の委任による代理人による訂正請求の場合は、当該本人の委任による代理人に係る注4又は5の書類に加え、委任状及び当該本人に係る注4の書類を複写したものを提示し、又は提出してください。

様式第19号中

未成年者の法定代理人又は成年被後見人の法定代理人の別	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人
----------------------------	--

を

代理人の別	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人
-------	--

に、

<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他 () (利用停止請求書の送付による利用停止請求)	<input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書
<input type="checkbox"/> 住民票 (法定代理人による利用停止請求)	<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> その他 ()

を

<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 (利用停止請求書の送付による利用停止請求)	<input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 住民票 (法定代理人による利用停止請求)	<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 委任状 (本人の委任による代理人による利用停止請求)	

に改め、同様式注の3中「未成年者の法定代理人又は成年被後見人の法定代理人の別」を「代理人の別」に、「法定代理人」を「代理人」に改め、同様式注の7を同様式注の8とし、同様式注の6の次に次のように加える。

7 特定個人情報に係る本人の委任による代理人による利用停止請求の場合は、当該本人の委任による代理人に係る注4又は5の書類に加え、委任状及び当該本人に係る注4の書類を複写したものを提示し、又は提出してください。

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部改正)

第3条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則（平成12年兵庫県規則第10号）の一部を次のように改正する。

本則の表27の項を次のように改める。

27 条例本則の表45の部に規定する規則で定める事務	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号。以下この項において「省令」という。）第2条、第5条若しくは第7条から第10条まで（省令第13条第1項及び第16条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は第15条の規定により知事に提出される書類の受理又はその書類に記載された事項に係る事実の確認に関する事務
----------------------------	---

本則の表43の項を次のように改める。

43 条例本則の表64の2の部に規定する規則で定める事務	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第35条第1項又は第2項の規定により知事に提出される書類の受理又はその書類に記載された事項に係る事実の確認に関する事務
------------------------------	---

本則の表45の項事務の欄を次のように改める。

<p>1 障害者総合支援規則（平成18年兵庫県規則第48号。以下この項において「支援規則」という。）第2条の規定により知事に提出される書類に記載された事項に係る事実の確認に関する事務</p> <p>2 支援規則第3条の規定により知事が作成する書類の交付に関する事務</p> <p>3 支援規則第5条の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務</p>
--

本則の表64の項1中「受理」の右に「又はその書類に記載された事項に係る事実の確認」を加える。

(情報公開・個人情報保護審議会規則の一部改正)

第4条 情報公開・個人情報保護審議会規則（平成8年兵庫県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を聴くこととされた事項

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第11条関係）

（表）

家賃等減免（徴収猶予）申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申 請 者	住 所	
	住 宅 名	県営 住宅 号棟 号
	氏 名	⑥
	電話番号	() - 番

下記の理由により県営住宅家賃等の減免（徴収猶予）を受けたいので申請します。

記

申請理由						
入 居 者 の 家 族 状 況	(ふりがな) 氏 名	続柄	生年月日	個人番号	勤務先又は事 業所の所在地 及び名称	年間総収入金額
		本人				円

県営住宅の家賃等減免（徴収猶予）は … （ 初めて ・ 以前に受けていた ）

(裏)

生計状況	
連帯保証人（徴収猶予を受けようとする場合）	
住 所
氏 名 ㊟
電話番号（ ） ー 番
管理人副申	管理人氏名 ㊟

※ 入居者コード	
----------	--

(注) ※欄は、記入しないでください。

様式第 7 号及び様式第 8 号を次のように改める。

様式第 7 号（第15条関係）

県 営 住 宅 承 継 承 認 申 請 書

年 月 日

兵庫県知事 様

申 請 者	住 所	
	住 宅 名	県営 住宅 号棟 号
	氏 名	
	電話番号	() - 番

下記のとおり入居者の地位を承継したいので、承認されるよう証明書等を添えて申請します。

記

入 居 者	氏 名						申請者の入居者との続柄	
	入居年月日							
承継の事由						承継の事由となる事実が生じた年月日		
申請者と同居する者	(ふりがな)氏名	続柄	生年月日	年齢	個人番号	入居年月日	勤務先又は事業所の所在地及び名称	年間総収入金額
		本人		歳				円
								円
入居者とともに退去する者	(ふりがな)氏名	入居者との続柄	生年月日	年齢	入居年月日	退去年月日	備 考	
				歳				
管理人受付年月日					管理人氏名			

添付書類

- 1 申請者の入居者との続柄を証明する書類
- 2 承継の事由を証明する書類

様式第 8 号 (第16条、第31条関係)

収入申告 (収入状況報告) 書

年 月 日

兵庫県知事 様

入居者コード	
入居年月日	
氏名	㊟
電話番号	() - 番

次のとおり申告します。

1	入居者、同居者及び非同居の扶養親族の氏名並びに個人番号	性別	続柄	生年月日				年齢	障害等級	勤務先又は事業所の所在地及び名称	職業コード	収入の種類	年間総収入金額 (上段)
				明	大	昭	平						年間総所得金額 (中段)
1	フリガナ	男・女	本人	明	大	昭	平	歳	級			給与 事業等 年金	
	個人番号			年	月	日	電話() -						
2	フリガナ	男・女	配偶者	明	大	昭	平	歳	級			給与 事業等 年金	
	個人番号			年	月	日	電話() -						
3	フリガナ	男・女		明	大	昭	平	歳	級			給与 事業等 年金	
	個人番号			年	月	日	電話() -						
4	フリガナ	男・女		明	大	昭	平	歳	級			給与 事業等 年金	
	個人番号			年	月	日	電話() -						
5	フリガナ	男・女		明	大	昭	平	歳	級			給与 事業等 年金	
	個人番号			年	月	日	電話() -						
6	フリガナ	男・女		明	大	昭	平	歳	級			給与 事業等 年金	
	個人番号			年	月	日	電話() -						
非同居の扶養親族の氏名	フリガナ	男・女		明	大	昭	平	歳	級				
	個人番号			年	月	日							
	フリガナ	男・女		明	大	昭	平	歳	級				
	個人番号			年	月	日							

様式第16号及び様式第17号を次のように改める。

様式第16号（第29条関係）

県 営 住 宅 同 居 承 認 申 請 書

年 月 日

兵庫県知事 様

申 請 者	住 所	
	住 宅 名	県 営 住 宅 号 棟 号
	氏 名	
	電話番号	() - 番

次のとおり同居の承認を得たいので、関係書類を添付し申請します。

同居しようとする者の状況	(ふりがな) 氏 名	生年月日	年齢	個人番号	申請者との続柄	勤務先又は事業所の所在地及び名称	年間総収入金額 円
同居期間	同居しなければならない理由						
申請者及び申請者と同居している者の状況	(ふりがな) 氏 名	生年月日	年齢	申請者との続柄	勤務先又は事業所の所在地及び名称	年間総収入金額 円	
				本人			
管理人受付年月日		管理人氏名					

様式第17号（第29条関係）

県 営 住 宅 同 居 届

年 月 日

兵庫県知事 様

届 出 者	住 所	
	住 宅 名	県営 住宅 号棟 号
	氏 名	
	電話番号	() ー 番

次のとおり同居者が生じたので届け出ます。

新たに同居した者の状況	(ふりがな) 氏 名	生年月日	年齢	届出者との続柄	個人番号	同居理由	
届出者及び届出者 と同居している者の 状況 (新たに同居した 者を除く。)	(ふりがな) 氏 名	生年月日	年齢	届出者との続柄	勤務先又は事業所の所在地及び名称	年間総収入金額	
				本人		円	
管理人受付年月日					管理人氏名		

様式第23号中

「

申出者住所

県営.....住宅 第.....号棟 第.....号
 氏名.....
 電話 (.....)..... -..... 番

」

を

「

申出者	住 所	
	住 宅 名	県営.....住宅 号棟 号
	(ふりがな) 氏 名	
	個 人 番 号	
	電 話 番 号	(.....)..... -..... 番

」

に、

「私は、収入基準を超過しておりますので下記のとおり住宅のあっせんを申し出ます。」

を

「私は、収入基準を超過しておりますので、下記のとおり住宅のあっせんを申し出ます。

記

」

に改める。

様式第28号中

「

申請者 住所.....
 県営.....住宅 第.....号棟 第.....号
 氏名.....
 電話 (.....)..... -..... 番

」

を

「

申請者	住 所	
	住 宅 名	県営.....住宅 号棟 号
	(ふりがな) 氏 名	
	個 人 番 号	
	電 話 番 号	(.....)..... -..... 番

」

に改める。

(兵庫県税条例施行規則の一部改正)

第 6 条 兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第21条第 1 項第 1 号中「住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）」に改め、同条第 3 項中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

第32条の 9 第 1 号ア中「及び氏名又は所在地及び名称」を「、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）（個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名。以下同じ。）又は所在地、名称及び法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、所在地及び名称。以下同じ。）」に改め、同条第 2 号ア及び第 3 号ア中「及び氏名又は所在地及び名称」を「、氏名及び個人番号又は所在地、名称及び法人番号」に改める。

第32条の15第 1 号中「及び氏名又は所在地及び名称」を「、氏名及び個人番号又は所在地、名称及び法人番号」に改める。

第36条の表条例第126条第 2 項の規定による減免の申請書の項中「条例第126条第 2 項の規定による減免の申請書」の右に「(随時分)」を加え、同項の次に次のように加える。

条例第126条第 2 項の規定による減免の申請書（定期分）	様式第63号の 2
-------------------------------	-----------

様式第 7 号、様式第 8 号及び様式第14号から様式第14号の 3 までの規定中

「(名 称)」
 を
 「(名 称)」
 個人番号 [↓個人番号12桁は左側を 1 文字空けて記載]
 (法人番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

に改める。

様式第15号から様式第15号の 3 までの規定中

「法 人 名」
 を
 「法 人 名」
 法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

に改める。

様式第16号及び様式第17号中

「(名 称)」
 を
 「(名 称)」
 個人番号 [↓個人番号12桁は左側を 1 文字空けて記載]
 (法人番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

に改める。

様式第25号中

「法人等の名称」
 を
 「法人等の名称」
 法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

に改める。

様式第26号中

「法 人 名」
 を
 「法 人 名」

法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

様式第27号の4中

「法人等の名称

を

「法人等の名称

法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

様式第36号1ページの部中

「

住 所 (所在地)	不動産の旧所有者 住所(所在地) 氏名(名称)
氏 名 (名 称) ⊕	不動産の所在地

」

を

「

住 所 (所在地)		不動産の旧所有者 住所(所在地) 氏名(名称)																				
氏 名 (名 称) ⊕																						
個人番号 (法人番号)	<table border="1" style="display: inline-table; width: 150px; height: 15px;"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>																					不動産の所在地
↑個人番号12桁は左側を1文字空けて記載																						

」

に改める。

様式第37号(表)の部中

「(名 称) ⊕」

を

「(名 称) ⊕

個人番号 [↓個人番号12桁は左側を1文字空けて記載]

(法人番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

様式第38号中

「

住 所 (所在地)	不動産の旧所有者 住所(所在地)
--------------	---------------------

」

氏 名 (名 称)		氏名 (名称)	
		不動産の所在地	
電 話 () ー 番		不動産の概要	
登記番号 第 号		地番 (家屋番号)	
取得 の 原因		地目 (種類・構造)	
登記 取得 年 月 日 年 月 日		地積 (床面積)	
		(ほかは別紙のとおり)	

を
「

住 所 (所在地)		不動産の旧所有者	
氏 名 (名 称)		住所 (所在地)	
		氏名 (名称)	
個人番号 (法人番号)		不動産の所在地	
↑個人番号12桁は左側を1文字空けて記載		不動産の概要	
電 話 () ー 番		地番 (家屋番号)	
登記番号 第 号		地目 (種類・構造)	
取得 の 原因		地積 (床面積)	
登記 取得 年 月 日 年 月 日		(ほかは別紙のとおり)	

に改める。

様式第39号から様式第43号までの規定中

「(名 称)㊟」

を

「(名 称)㊟」

個人番号 [↓個人番号12桁は左側を1文字空けて記載]

(法人番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

様式第44号及び様式第48号中

「(名 称)㊦」

を

「(名 称)㊦

法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

様式第52号及び様式第53号中

「(名 称)㊦」

を

「(名 称)㊦

個人番号 [↓個人番号12桁は左側を1文字空けて記載]

(法人番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

様式第55号中

「

特別徴収義務者の氏名(名称)㊦
----------------	--------

を

「

特別徴収義務者の氏名(名称)㊦												
個人番号(法人番号)	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>												
↑個人番号12桁は左側を1文字空けて記載													

に改める。

様式第59号、様式第61号及び様式第62号中

「(名 称)㊦」

を

「(名 称)㊦

個人番号 [↓個人番号12桁は左側を1文字空けて記載]

(法人番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

様式第63号中

「

自 動 車 取 得 税
自 動 車 税 減免申請書

」

を

「

自 動 車 取 得 税
自 動 車 税 (随 時 分) 減免申請書

」

に、

「

兵庫県税条例第100条第2項の規定により、自動車取得税
兵庫県税条例第126条第2項の規定により、自動車税 の減免を申請します。

」

を

「

兵庫県税条例第100条第2項の規定により、自動車取得税
兵庫県税条例第126条第2項の規定により、自動車税(随時分) の減免を申請します。

」

に、

「

自 動 車 税	
年度	定期分 随時分

」

を

「

自 動 車 税 (随 時 分)	
年度	

」

に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第63号の2 (第36条関係)

自動車税 (定期分) 減免申請書



兵庫県 県民局長 様

年 月 日

住 所
(所在地)

氏 名
(名 称)

個人番号 (法人番号) [↓個人番号12桁は左側を1文字空けて記載]

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

電 話 () ー 番

兵庫県税条例第126条第2項の規定により、自動車税(定期分)の減免を申請します。

自動車登録番号又は 軽自動車車両番号	号	用途区分
定 置 場		

年 度	年 度
納 期 限	年 月 日
所 有 年 月 日	年 月 日
税 額	円
災害のため運行 不能となった期間	年 月 日から 年 月 日まで

減免を受けようとする理由及び自動車の使用目的

当該自動車を利用する 障害者	住 所	氏 名 生年月日
	身体障害者手帳 戦傷病者手帳の手帳番号及び年月日 療 育 手 帳 第 号 精神障害者保健 福祉手帳 年 月 日交付	障害区分

当該自動車の運転者	住 所		運転免許証の番号及び交 付年月日 第 号 年 月 日交付 有効期限 年 月 日 運転免許証の種類 運転免許の条件
	氏 名 生年月日	障害者との 続柄	

(日本工業規格 A列4番)

様式第65号、様式第69号 1 ページの部、様式第71号及び様式第73号中

「(名 称)」

を

「(名 称)」

個人番号 [↓個人番号12桁は左側を 1 文字空けて記載]

(法人番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

様式第76号中

「(名 称)」

を

「(名 称)」

法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

様式第77号から様式第79号までの規定中

「(名 称)」

を

「(名 称)」

個人番号 [↓個人番号12桁は左側を 1 文字空けて記載]

(法人番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

様式第82号の 3 中

「(名 称)」

を

「(名 称)」

法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

様式第84号及び様式第99号中

「(名 称)」

を

「(名 称)」

個人番号 [↓個人番号12桁は左側を 1 文字空けて記載]

(法人番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

様式第100号中

「(名 称)」

を

「(名 称)」

法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

様式第134号中

「(名 称)」

を

「(名 称)」

個人番号 [↓個人番号12桁は左側を 1 文字空けて記載]

(法人番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

に改める。

(災害救助に関する手続等を定める規則の一部改正)

第 7 条 災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

様式第12号中

「住 所 (所在地)
 職 業
 氏 名 ㊦
 (法人その他の団体について
 は、その名称、代表者氏名
)」

を

「住 所 (所在地)
 職 業
 ふりがな
 氏 名 ㊦
 個人番号
 (法人その他の団体について
 は、その名称、代表者氏名
 及び法人番号
)」

に改める。

様式第16号中

「申請者 住 所
 氏 名 ㊦」

を

「申請者 住 所
 ふりがな
 氏 名 ㊦
 個人番号

に改める。

(低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第 8 条 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和38年兵庫県規則第134号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中

「法 人 名」

を

「法 人 名
 法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

に改める。

様式第 2 号中

「氏 名 ㊦」

を

「氏 名 ㊦
 個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

に改める。

様式第 3 号及び様式第 4 号中

「氏名(名 称)㊦」

を

「氏名(名 称)㊦

[↓個人番号12桁は左側を1文字空けて記載]

個人番号(法人番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

に改める。

(身体障害者福祉規則の一部改正)

第 9 条 身体障害者福祉規則 (昭和39年兵庫県規則第30号) の一部を次のように改正する。

様式第 4 号中

「ふりがな

氏 名㊦
年 月 日生」

を

「ふりがな

氏 名㊦
年 月 日生

個人番号」

に、

「2 新 氏 名 ()
旧 氏 名 () 」

を

「2 新 氏 名 ()
旧 氏 名 () 」

に、

「備考 児童の場合は、2の()内に児童の氏名を記入すること。」

を

「備考 1 児童の場合は、2の()内に児童の氏名及び個人番号を記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。
2 不要の文字は抹消すること。」

に改める。

様式第 7 号中

「居 住 地

ふりがな

氏 名㊦
年 月 日 生

15 歳未満の ふりがな 児童の氏名	年 月 日生
--------------------------	--------

を

「居 住 地

ふりがな

氏 名㊦
年 月 日 生

個人番号

15 歳未満の ふりがな 児童の氏名

個人番号	年 月 日生
------	--------

に、
「等級 種 級」
を
「等級 種 級」

- 備考 1 児童の場合は、内に児童の氏名、生年月日及び個人番号を記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。
2 不要の文字は抹消すること。

に改める。
様式第8号中
「 住 所
返 還 者
氏 名」

を
「 住 所
返 還 者 氏 名
個人番号」

に改める。
(児童福祉規則の一部改正)

第10条 児童福祉規則(昭和39年兵庫県規則第45号)の一部を次のように改正する。

様式第21号及び様式第21号の2中

「

生年月日
・ ・
・ ・
・ ・
・ ・
・ ・
・ ・

」

を

生年月日	個人番号
・ ・	
・ ・	
・ ・	
・ ・	
・ ・	

・	・	
・	・	

に改める。

様式第22号の2中

「

氏名	年 月 日生 (男 ・ 女)
----	----------------

を

「

<small>ふりがな</small> 氏名	年 月 日生 (男 ・ 女)
個人番号	

に、

「

希望理由

を

「

児童自立生活援助事業の実施を希望する理由
入居を希望する住居

に改める。

(児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正)

第11条 児童福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和39年兵庫県規則第46号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

世帯構成員	本人との続柄	性別	生年月日

氏 名			
住 所			
氏 名			
住 所			

」

を
「

世帯構成員 の氏名 <small>ふりがな</small>	本人との 続 柄	性別	生年月日	個人番号
<small>ふりがな</small> 氏 名				
住 所				
<small>ふりがな</small> 氏 名				

住 所				
-----	--	--	--	--

に改める。

(公衆浴場規則の一部改正)

第12条 公衆浴場規則(昭和39年兵庫県規則第71号)の一部を次のように改正する。

第5条中「住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード」に改める。

(生活保護に関する手続等を定める規則の一部改正)

第13条 生活保護に関する手続等を定める規則(昭和39年兵庫県規則第86号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「住みついた」を「住み始めた」に、

「

氏	名

」

を

「

ふりがな 氏 名	個人番号

」

に、「年令」を「年齢」に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則の一部改正)

第14条 精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則（昭和40年兵庫県規則第98号）の一部を次のように改正する。

様式第5号の2中

「

氏		名
本	人	
扶養義務者	世帯内	
	世帯外	

」

を

「

フ	リ	ガ	ナ	個人番号
氏			名	
本	人			
扶養義務者	世帯内			
	世帯外			

」

に改める。

様式第6号（裏）の部中

「

氏	名

」

を

「

フリガナ 氏 名	個人番号

」

に、「前年度所得税総額」を「前年分所得税総額」に改める。

様式第8号中

「

旧支払義務者		措置入院者との続柄	
新支払義務者	氏 名	措置入院者との続柄	
	住 所		

」

を

「

旧支払義務者	フリガナ		個人番号	
	氏 名		措置入院者との続柄	
新支払義務者	フリガナ		個人番号	
	氏 名		措置入院者との続柄	
	住 所			

」

に改める。

様式第9号中

「

精神障 害者	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所			

を
「

精神障 害者	フリガナ		生年月日	年 月 日										
	氏 名													
	住 所													
	個人番号													

に改める。
様式第27号中

「

氏 名	生年 月日

を
「

フリガナ 氏 名	生年 月日	個人 番号

に改める。

様式第28号中

「住所.....」

氏名.....

電話().....番

を

「住 所.....」

フリガナ.....

氏 名.....

個人番号.....

電 話().....番

に改める。

様式第29号中

「住所.....」

氏名.....㊦

電話().....番

を

「住 所.....」

フリガナ.....

氏 名.....㊦

個人番号.....

電 話().....番

に改める。

様式第30号中

「住所.....」

氏名.....

電話().....番

を

「住 所.....」

フリガナ.....

氏 名.....

個人番号.....

電 話().....番

」
に改める。

(兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第15条 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年兵庫県規則第17号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

心身障害者	(フリガナ) 氏名	----- 男・女	生年月日	年 月 日生
	(フリガナ) 住所	〒		申込者との続柄

」

を

「

心身障害者	(フリガナ) 氏名	----- 男・女	個人番号	
	(フリガナ) 住所	〒		申込者との続柄

」

に改める。

様式第7号中「殿」を「様」に、

「

世帯構成員氏名

」

を

「

世帯構成員氏名 ^{フリガナ}
個人番号

」

に改める。

様式第 8 号中「殿」を「様」に、

「

加入者	氏 名	
	住 所	

」

を

「

加入者	(フリガナ) 氏 名	
	個 人 番 号	
	住 所	

」

に改める。

(農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第16条 農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例施行規則(昭和47年兵庫県規則第88号)

の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中

「法 人 名

を

「法 人 名
法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

に改める。

様式第 2 号中

「氏 名 ㊟」

を

「氏 名㊦

個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

に改める。

様式第 3 号及び様式第 4 号中

「氏名(名 称)㊦」

を

「氏名(名 称)㊦

[↓個人番号12桁は左側を1文字空けて記載]

個人番号(法人番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

に改める。

(母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則の一部改正)

第17条 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付けに関する規則(昭和57年兵庫県規則第39号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号（第2条、第17条の2、第18条関係）

(表)
母子父子寡婦福祉資金貸付申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 (フリガナ) _____
(住 所) _____
(フリガナ) _____
(氏 名) _____ 印

下記のとおり { 母子福祉資金 } を借り入れたいので、関係書類を添えて申請します。
 { 父子福祉資金 }
 { 寡婦福祉資金 }

記

受付地区	受付番号第	号	県受付番号	第	号
地区受付	年	月	日	県 受 付	年 月 日
貸付金の種類	資金		受付期間	年 月 から	年 月 まで
申請金額	円 (月額)	円)	償還方法 及び期間	年賦・半年賦・月賦	年
振込先 金融機関名	銀行 支店		預金 種別	1 普通 2 当座	振込先 口座番号
申 請 者	(フリガナ) _____				
	氏 名 (生年月日) 年 月 日				
	(フリガナ) _____ 住 所 〒 _____ (本籍地) (都道府県名のみ記入)				
電 話 () - 番			個人番号		
児 童	(フリガナ) _____				
	氏 名 (生年月日) 年 月 日				
	(フリガナ) _____ 住 所 〒 _____ (本籍地) (都道府県名のみ記入)				
	電 話 () - 番			続柄	
修学又は修業先の名称 結婚の相手方の氏名					
家 族 の 状 況	氏 名	続 柄	年 齢	月 収	備 考
貸付けを受けようとする理由					

(裏)

他の借入金の状況	借入金の種類		借入金額		円	
	借入年月日		未償還額		円	
	償還完了予定年月日		貸付機関			
法令による配偶者のない女子又は男子の場合			法令による父母のない児童の場合			
配偶者の状況	申請者との関係	法律婚 事実婚	申請者との関係	実父 養父	申請者との関係	実母 養母
		死別・離婚 生死不別 遺棄 海外滞在 未婚の母又は その他	父の状況	死別・離婚 生死不別 遺棄 海外滞在 その他	母の状況	死別・離婚 生死不別 遺棄 海外滞在 その他
上記理由発生		年 月 日	上記理由発生		年 月 日	
連帯保証人	(フリガナ)					
	氏名		(生年月日)		年 月 日	
	(フリガナ)					
	住所		(本籍地)		(都道府県名のみ記入)	
	電話	()	番	申請者との関係		
勤務先	(電話) ()	番	月 収	万円		

保 証 書

年 月 日

兵庫県知事 様

(住所) _____

連帯保証人

(氏名) _____ (印)

上記 の申請に係る資金の借入れについて、連帯保証人として債務を保証することを約します。

同 意 書

年 月 日

兵庫県知事 様

(住所) _____

法定代理人

(氏名) _____ (印)

(申請者との関係) _____)

上記 の申請に係る資金の借入れについて同意いたします。

- 注
- 太線 内は、記入しないでください。
 - フリガナは、必ずカタカナで記入してください。
 - 預金種別の欄は、該当番号を○で囲んでください。
 - 児童欄には、修学資金、修業資金、就職支度資金（児童のために借り受ける時）、就学支度資金又は結婚資金の申請の場合のみ記入してください。
 - 家族の状況欄は、借受人及び借受人が扶養している児童その他生計を共にしている家族について記入してください。
 - 法令による配偶者のない女子又は男子の場合の欄及び法令による父母のない児童の場合の欄は、該当事項を○で囲んでください。
 - 連帯保証人の欄及び保証書は、連帯保証人を立てるときにのみ記入してください。
 - 同意書は、父母のない児童が申請者であるときにのみ記入してください。

(離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第18条 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則 (平成5年兵庫県規則第18号) の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「法人名

を

「法人名

法人番号

12-digit grid for法人番号

に改める。

様式第2号中

「氏 名

を

「氏 名

個人番号

12-digit grid for個人番号

に改める。

様式第3号及び様式第4号中

「氏名(名 称)

を

「氏名(名 称)

[↓個人番号12桁は左側を1文字空けて記載]

個人番号(法人番号)

12-digit grid for個人番号(法人番号)

に改める。

(過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第19条 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則 (平成12年兵庫県規則第63号) の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「法人名

を

「法人名

法人番号

12-digit grid for法人番号

に改める。

様式第2号中

「氏 名

を

「氏 名

個人番号

12-digit grid for個人番号

に改める。

様式第3号及び様式第4号中

「(名 称)

を

「(名 称)

個 人 番 号

[↓個人番号12桁は左側を1文字空けて記載]

(法人番号)

12-digit grid for(法人番号)

に改める。

(産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部改正)

第20条 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則（平成14年兵庫県規則第57号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「法人名

を

「法人名
法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

.....

に改める。

様式第2号中

「氏名(名称)㊦」

を

「氏名(名称)㊦」

[↓個人番号12桁は左側を1文字空けて記載]

個人番号(法人番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

.....

に改める。

(障害者総合支援規則の一部改正)

第21条 障害者総合支援規則（平成18年兵庫県規則第48号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「

フリガナ 受診者氏名		性 別	男 女	年 齢	歳	生 年 月 日 年 月 日
受診者住所	〒				電話番号	
フリガナ 氏 名					受診者との続柄	
住 所	〒				電話番号	

を

「

フリガナ 受診者氏名		性 別	男 女	年 齢	歳	生 年 月 日 年 月 日
受診者住所	〒				電話番号	
		個人番号				
フリガナ 氏 名					受診者との続柄	
住 所	〒				電話番号	
		個人番号				

に、

「

受診者と同一 保険の加入者	
------------------	--

を
「

受診者と同一 保険の加入者	フリガナ				
	氏 名				
	個人番号				

に改める。

様式第5号中

「

受 診 者	フリガナ		性別	生 年 月 日
	氏 名		男・女	年 月 日
	住 所	〒		
保 護 者	フリガナ		受診者との続柄	
	氏 名			
	住 所	〒		

を

「

受 診 者	フリガナ		性別	生 年 月 日															
	氏 名		男・女	年 月 日															
	住 所	〒																	
	個人番号																		
保 護 者	フリガナ		受診者との続柄																
	氏 名																		
	住 所	〒																	
	個人番号																		

に改める。

様式第6号中

「

受 診	フリガナ		性 別	生年月日
	氏 名		男・女	年 月 日
	住 所	〒		

者	被保険者証の記号及び番号		保険者名	
	高額治療継続者	該当 ・ 非該当		

を
「

受 診 者	フリガナ		性 別	生年月日											
	氏 名		男・女	年 月 日											
	住 所	〒													
	個人番号														
	被保険者証の記号及び番号		保険者名												
	高額治療継続者	該当 ・ 非該当													
保 護 者	フリガナ		受診者との続柄												
	氏 名														
	住 所	〒													
	個人番号														

に改める。

(統計調査条例施行規則及び薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第22条 次に掲げる規則の規定中「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード」に改める。

- (1) 統計調査条例施行規則（平成21年兵庫県規則第28号）第8条第2項第1号
- (2) 薬物の濫用の防止に関する条例施行規則（平成26年兵庫県規則第30号）第3条第1号

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第23条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号ア中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「都道府県知事」を「地方公共団体情報システム機構」に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条中個人情報の保護に関する条例施行規則第19条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行する。